

## しまぎんふるさと普通預金（通称：TAMERU）規定

島根銀行

島根銀行（以下「当行」という）と「しまぎんふるさと普通預金（通称：TAMERU）」（以下「この預金」という。）の取引を行う場合、下記の規定および「しまぎんインターネットバンキング＜個人＞利用規定（しまぎんアプリ版）」により取り扱います。

### 1.（預金の取引）

- (1) この預金は、「しまぎんアプリ」からのみ口座開設することとして、お1人様につき1口座とさせていただきます。なお、キャッシュカードおよび通帳を発行しません。印鑑登録も不要となります。
- (2) この預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づく方法、もしくは当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。）による方法により取引を行います。

### 2.（取扱店の範囲）

この預金は、スマートフォン支店専用であり、お取引は「しまぎんアプリ」を利用した取引に限ります。原則として当行本支店の窓口で預け入れ・払い戻しを行うことはできません。

### 3.（各種料金等の自動支払い）

- (1) この預金から各種料金等の自動支払いをするときには、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (2) この預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

### 4.（振込金の受入）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金履歴を取消します。

### 5.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、当行スマートフォン支店のホームページに掲示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

### 6.（取引の制限等）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローン

ダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

## 7. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の解約依頼書に記名して、本人確認書類とともに当行事務センターへご郵送ください。当該解約依頼書等が当行事務センターに届いた時点で解約の手続きを行います。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が、下記第8条に定める「譲渡・質入れの禁止」に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に接触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) (2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行所定の方法で取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 8. (印鑑照合)

この預金は、原則印鑑登録は不要ですが、法令等により印鑑の押印を必要とする場合は、当行事務センターにて印鑑登録の上、書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 9. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れはできません。

## 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) この預金口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 預金者が取引用印鑑の届出時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前AからDに準ずる行為

#### 1 1. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 1 2. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債

務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 1 4. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行が別途定める「しまぎんインターネットバンキング<個人> (しまぎんアプリ版) 利用規定」により取扱います。

#### 1 5. (未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

(2) この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。

(3) この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。

(4) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は、ご返却いたしません。

#### 1 6. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

### 附則 1. 未利用口座管理手数料の取扱について

未利用口座管理手数料は以下により取扱います。

#### 1. (未利用口座の範囲)

(1) 最後のお預入れまたは払戻し (該当普通預金の元金に対する利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。) または通帳記帳から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しまたは通帳記帳がない普通預金口座 (総合口座を含みます) を未利用口座として取扱います。

(2) 前項の未利用期間の起算日は次の通りとします。

- ① 2021 年 12 月 30 日までに開設された口座・・・2022 年 1 月 1 日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方

②2022年1月1日以降に開設された口座・・・最終異動日の翌日

## 2. (未利用口座管理手数料)

(1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します。なお、通知が延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(2) 前項の通知を発信してから発信の翌々月末までにお取引がない場合、その翌月における当行が定める任意の日に別途定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

翌年以降も未利用口座である場合、同様の手続きにより未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

(3) 次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。

① 該当未利用口座の残高が1万円以上である場合

② 同一支店で、定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、保険契約等のお取引が1円以上ある場合

③ 同一支店で、融資取引がある場合

④ その他当行が定める所定の場合

## 3. 口座の自動解約

(1) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しができない場合、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、当該口座を通知することなく解約させていただきます。なお、お客さまの口座残高以上のご負担はございません。

(2) 前項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 未利用口座管理手数料のご返却、および解約となった口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

以上

2022年9月26日新設

(注) 規定の読み方  
例) 1. … 第1条  
    (1) … 第1項  
    ① … 第1号